



ペットショップで購入した子犬に 先天性疾患があったときは？

相談者の気持ち

ペットショップで子犬を購入して間もなく、子犬に先天性の病気があることが分かりました。そのことを事業者に伝えたところ「代金を返金する。子犬は引き取ってもいいし、そのまま飼ってもよい」と言われました。既に子犬に愛着が湧いているので返したくありません。代金を返金してもらい、今後の治療費も請求することはできますか？

小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験をもち、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



子犬の購入は法的には売買契約(民法555条)であり、先天性の病気がある子犬は「契約の内容に適合しない」(565条)ということになります。売買の目的物(ここでは「子犬」が目的物になります)が契約の内容に適合しない場合、買主は追完請求(562条)、代金減額請求(563条)、契約の解除及び損害賠償請求(564条)をすることができます。

もっとも、これらについては、契約条項による取り決めが優先しますので、まず、契約条項でどうなっているかを確認する必要があります。

事業者は、「代金を返金する」と言っていますが、これは、買主が求めることができる請求のうちの代金減額として代金全部の減額か、又は、契約を解除して代金分の損害賠償をするという意味であると考えられます。

また、「子犬は引き取ってもいい」というのは、契約が解除されれば原状回復(545条)ということになるので、原状回復として引き取るという意味であると考えられます。

さらに、「そのまま飼ってもよい」というのは、代金減額の結果、目的物である子犬は買主の物になるという意味か、又は契約解除をしたうえで病気のある子犬を相談者に贈与するという意味であると考えられます。

相談者は代金を返金してもらったうえで子犬は引き続き飼うこととし、さらに今後の治療費も払ってもらいたいと考えています。法的には治療費は、追完請求すなわち契約の内容に適合しないものを適合するように直してもらうことを求めるという意味であると考えられます。

追完請求は契約が有効であることを前提に請求するものですから、治療が可能な病気なのであれば、治療をしてもらったうえで代金の返金は求めないということが考えられます。治療して完治すれば子犬は契約に適合した子犬ということになるからです。

他方で、代金を返金してもらったうえで今後の治療費は相談者が負担するという事も考えられます。この場合、相談者は病気がある子犬であるということ承知のうえで子犬を引き取ることになり、病気があることによる損害は代金を返してもらったことで賠償済みということになるからです。

相談者にとっては、治療費が幾らかかるか予測できないので、治療をして完治したところで引き取るのが最善と考えられますが、事業者は代金を返金することで問題を解決したいと考えられるものと思います。まずは交渉による解決をめざし、交渉で話がつかない場合には法的な解決を求めるということになります。